

## 簡易水道料金の一部が免除になります

新型コロナウイルス感染症対策として、村民の生活や経済活動を支援するため、簡易水道を利用している使用者を対象に、水道料金の基本料金を免除いたします。

○免除になる料金 水道料金の1ヶ月使用時における**基本料金**です。

○減免対象期間 令和4年10月検針分から令和5年2月検針分

### ・水道料金使用料（1ヶ月）

こちらの基本料金が6ヶ月間免除となります。

基本料金（～10m <sup>3</sup> ）		水量料金	
口径（mm）	料金	使用水量	料金（1m <sup>3</sup> につき）
13	1,000円	10m <sup>3</sup> ～50m <sup>3</sup>	100円
20	1,100円		
25	1,200円		
30	1,500円	51m <sup>3</sup> 以上	110円
40	1,600円		
50	3,100円		
75	4,000円		

水道料金＝基本料金＋水量料金＋消費税（100円未満切捨て）

※ 下水道使用料金については免除になりません。

問合せ先：農林建設課 上下水道係  
電話58-2114